

宮城県林業労働力関係事業補助金交付要綱

（目的）

第1 県は、民間事業者等が行う林業労働力に関する事業に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象事業等）

第2 本補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（様式第1号の1から9のうち該当するもの）
- （2）収支予算書（様式第2号）
- （3）県税納税証明書（全ての県税について未納がないことを証明しているもの）
- （4）暴力団排除に関する誓約書（別紙）
- （5）その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- （1）県税に未納がある者
- （2）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（交付の条件）

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合にお

いては、様式第 3 号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる重要な変更以外の変更にあっては、この限りでない。

(2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、様式第 4 号により知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) (1) によるもののほか、様式第 3 号により、自主的に事業計画変更の承認を知事が求めることができるものとする。

(事業完了報告)

第 5 補助金の交付を受けた者は、交付金事業完了後、当該事業完了年度内に第 6 の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに様式第 5 号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 6 規則第 12 条第 1 項の規定による事業実績報告書の様式は、様式第 6 号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書 (様式第 1 号の 1 から 9 のうち該当するもの)

(2) 収支精算書 (様式第 7 号)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 第 3 第 2 項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 7 補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第 15 条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第 8 号によるものとする。

(消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 8 第 3 第 2 項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第 6 第 1 項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額 (第 3 第 2 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額) を様式第 9 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第 9 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、当該

事業により取得した機械とする。

（処分の制限を受ける期間）

第 10 規則第 21 条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間）とする。

（帳簿及び書類の備付け）

第 11 事業実施主体は、第 10 の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第 12 この要綱により知事に提出する書類の部数及び提出先は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 温暖化防止森林づくり担い手確保事業補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 21 日付け林振第 101 号）は、廃止する。
- 3 森林整備担い手対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 5 月 10 日付け林振第 154 号）は、廃止する。
- 4 「みやぎの里山」ビジネス推進事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 27 日付け林振第 125 号）は、廃止する。
- 5 この要綱の施行の際、現に廃止前の温暖化防止森林づくり担い手確保事業補助金交付要綱、森林整備担い手対策事業補助金交付要綱及び「みやぎの里山」ビジネス推進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

1（事業名）森林経営管理市町村支援事業

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施 主体	補助 率等	採択基準	重要な変更	提出先及び部数
森林施業プランナー養成研修	間伐施業の集約化に向けた団地設定を行うために必要な経費及び森林施業プランナー試験受験のための旅費の一部を助成する。	1 団地設定に要する経費 技術者給 技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 2 森林施業プランナー認定試験受験に要する費用負担金 森林施業プランナー認定一次試験及び二次試験受験費用とする。	森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者※ ¹	1/2 以内	1 森林施業プランナー協会が実施する認定試験に受験する予定があること。ただし、団地設定1か所につき1人までの助成とする。 2 団地設定への助成は、1団地当たり15万円を限度とする。 3 団地の設定については森林施業プランナー協会が実施する認定試験の受験要件を満たすものとする。 4 団地ごとに森林施業提案書（見積書）を作成することとする。 5 受験費用の助成については、受験費用の1/2を限度とする。	事業費の30%を超える増減	地方振興事務所 又は地域事務所 1部
森林作業道作設オペレーター育成研修	森林作業道作設技術の習得や生産性向上に関する研修の実施に係る経費の一部を助成する。	研修実施に要する経費 1 技術者給 上記に準じる。 2 賃金 アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。 3 謝金 講習等に出席する指導者等の謝金とする。 4 旅費 技術者、アルバイト、技能者及び講習等に出席する指導者等の旅費とする。 5 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費、修繕料等とする。 6 役務費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料等とする。 7 委託料 資料作成、広告出稿料等の委託料とする。 8 使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。 9 原材料費 情報提供、講習等に必要な原材料費とする。	宮城森林・林業活性化センター	10/10 以内	研修の対象者は森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者※ ¹ 及び宮城県育成経営体※ ² とする。		林業振興課1部

就労環境改善	林業事業体等が、安全保護具等の装具を整備する場合に、経費の一部を助成する。	付表 1 の安全保護具の整備に要する経費	宮城県林業労働力確保支援センター	1/3	森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者※ ¹ 及び宮城県育成経営体※ ² に属する林業従事者の技能向上に資すること。		林業振興課 1 部
--------	---------------------------------------	----------------------	------------------	-----	---	--	-----------

※¹森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者とは森林経営管理法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合する民間事業者を指す。

※²宮城県育成経営体とは宮城県育成経営体選定要領第 3 の規定に基づき選定された者を指す。

2（事業名）森林整備担い手対策事業

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更 事業の内容の変更	提出先及び部数
林業労働力確保支援センター支援	県内の林業労働力の育成確保のために各種の事業を行っている林業労働力確保支援センターの活動経費の一部を助成する。	林業労働力確保支援センターの運営・活動に要する経費	宮城県林業労働力確保支援センター	10/10 以内		事業費の 30%を超える増減	林業振興課 1 部
みやぎ林業活性化基金助成	林業従事者の福利厚生の実施のために実施している各種社会保険等の掛金助成事業のうち、他産業に比べて遅れている退職金制度への共済掛金助成事業に対して経費の一部を助成する。	勤労者退職金共済掛金への助成に要する経費	公益財団法人みやぎ林業活性化基金	10/10 以内			林業振興課 1 部

3（事業名）林業新規就業・定着促進事業

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更	提出先及び部数
新規就業者等参入支援	新規就業者に対する就業・育成に係る経費の一部を助成 1 定住環境等対策支援 2 就業用機械準備支援	1 移転に要する経費 （1）役務費 家財道具等の運搬費 （引越し代） （2）旅費 新規就業者及び供に移転する家族の旅費・宿泊費 2 個人持機械（動力付き機械）の整備に要する経費 （1）需用費 消耗品費 （2）備品費 チェーンソー、刈払機等の動力付き機械及び安全保護具の購入費	認定事業主※ ³	1/2 以内	事業内容欄の 1 及び 2 採用した日から原則として、1 年以内の者を助成対象とする。 事業内容欄の 1 及び 2 過去に林業事業体に所属した者で、3 年以上の経験を有する者を新規採用した場合は、助成対象から除外する。 事業内容欄の 1 助成対象となる移転先は就業する事業体の所在市町村又は就業する事業体の所在市町村に	事業費の 30%を超える増減	地方振興事務所 1 部

					隣接する市町村とし、同一市町村内での移転は助成対象外とする。 事業内容欄の1 移転費用の助成は、20万円を限度とする。 事業内容欄の2 機械・防具購入への助成は、1人当たり20万円を限度とし、所属する林業事業体へ助成する。	
作業効率化先進技術モデル導入	作業効率化先進技術に必要な機械装置のレンタル・リースに係る経費の一部助成 ・IOT対応ハーベスほか情報通信技術を用いた作業効率化林業機械 ・搭乗型下刈り機械、アシストスーツほか労働強度軽減の作業機械 ・トイレカー等現場の就業環境改善の機械・装置 ・その他若者等新規参入者の参入促進に資する機械装置のレンタルに係る費用	・レンタル・リース料 ・運搬料 ・消耗品 (レンタル・リース機械の動作に必要な消耗品(燃料代を除く))	宮城県育成経営体 ^{※2} 、認定事業主 ^{※3}	1/2 以内	同一機械・装置は6ヶ月/年限度とする。	地方振興事務所 1部
森林ビジネス若者就業促進支援	地域の森林資源を活用した商品開発及び販路開拓、創業に係る経費の一部を助成	付表2のとおり	1 みやぎ森林・林業未来創造カレッジの森林ビジネスコースを修了した者 2 1の者の所属する企業、団体 3 森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者^{※1}及び認定事業主^{※3}	1/2 以内 上限を 200 万円 と する。但し、機 械 購 入 は 50 万 円 を 上 限 と する。	森林ビジネスコースの研修を修了した者、又はその者が所属する団体とし、新規就業者の確保に資すること。 ※機械購入費用は、1年目の事業実施は、単価20万円(税抜)以下、2年目は単価100万円(税抜)以下とする。 ※リース料は、年50万円(税抜)未満とする。	地方振興事務所 1部

自伐型林業育成 支援	自伐型林業への新規参入支 援、育成等に要する経費の 一部を助成 1 参入用機械準備支援 2 安全講習会等の開催 3 活動フィールドの提供・ 確保 4 作業道開設講習会等の開 催 5 協議会等の運営経費支援	付表3のとおり	自伐型林業者及 び関係団体等の 複数の主体によ り構成された団 体(規約等の定め があるものに限 る)、自伐型林業 者の支援・連携を 目的とする特定 非営利活動法人 又は市町村	事業内容欄 1、2、4 1/2以内 事業内容欄 3 定額（1 ha 当たり 8,000 円以 内）ただし、 対象行為に 要した経費 が交付額を 下回ってい る場合は、 対象行為に 要した経費 以 内 と す る。 事業内容欄 5 定額（事業 内容欄1、 2、3、4に 係る事業費 の 1/10 以 内）	付表3のとおり	1 事業費の30%を超える増減 2 事業メニューの新設 3 購入する機械の台数の増又 は種類の変更	地方振興事務所 1 部
---------------	---	---------	--	---	---------	--	----------------

※³認定事業主とは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画の認定を受けた者を指す。

付表 1

対象安全保護具	対象使用区分	採 択 基 準
フェイスガード・イヤーマフ付ヘルメット	頭部負傷防止	フェイスガード・イヤーマフ・無線機付ヘルメットについては、1個当たり5,000円を補助上限とする。
防護作業衣	切創防止用 蜂刺防止用	防護衣については、上下衣セットの場合は1セット当たり2万円、上衣又は下衣のみの場合はそれぞれ1着当たり1万円を補助上限とする。
防護作業靴	切創・転倒防止用	足の先及び甲に切創防止のための鋼製補強等がなされ、鞋底には転倒防止のための滑り止め等があるものとする。1足当たり1万円を補助上限とする。
空調服	熱中症対策用 蜂被害対策用	空調服については、上衣のみとし、服地、ケーブル、ファン、バッテリー（又は電池ボックス）が一体となった仕様とする。1着当たり1万5,000円を補助上限とする。
かかり木処理器具	かかり木に要する機械	かかり木処理器具については、1台当たり3万円を補助上限とする。
救急用担架、救急医療セット	救急体制整備	担架については、1台当たり1万円、救急箱等を併せて購入する場合は1セット当たり1万5,000円を補助上限とする。

（注）上表以外の安全保護具等は、補助対象としない。

付表 2

対象経費	
(1) 謝金	講演・研修等において講演や講義を行う講師等に対し支払う謝金
(2) 旅費	外部講師、専門家等に対する旅費、マーケティング活動及び情報収集に要した公共交通機関の旅費
(3) 賃金	新たに起業した者の賃金、本事業実施のため雇用した雇用者の賃金
(4) 広報費	広報宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費
(5) 通信運搬費	郵送料、宅配料等の業務の用に供する通信運搬費 ダイレクトメールの郵送料、メール便等の実費
(6) 原材料費	試供品・サンプル品の制作に必要な材料購入費
(7) 委託費	試供品・サンプル品の制作委託費 市場調査等の委託費 ホームページ制作の委託費 ※委託費は、補助金交付額の2分の1以下とする
(8) 賃借料	会議室、機材等のレンタル費
(9) 機材費	工具・器具・備品等の調達費用 機械・装置の購入費用 ※購入する機械の単価は100万円(税抜)以下とする。
(10) その他	上記のほか、林業振興課長が補助対象事業に必要と認めた経費 ※業務の用に供する事務用品等

※機械とは・・・動力を受けて目的に応じた一定の運動・仕事をするもののことをいう。

付表 3

事業内容	対象経費	採択基準
1 参入用機械準備支援	貸与用機械（動力付き機械）の整備に要する経費	1 機械の整備への助成は21万9千円を上限とする。 2 個人持機械の購入は対象外とする。 3 協議会等の構成員又はこれに準ずるもの（以下「構成員等」という。）に貸与する場合に限る。
2 安全講習会等の開催	1 小型バックホウの特別教育等に要する経費の一部を助成。 対象経費 特別講習の受講等に要する経費 2 自伐型林業への新規参入者（参入希望者）向けに開催する講習会等の開催経費の一部を助成。 対象経費 1 技術者給 技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引き当てを含まないものとする。 2 賃金 アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。 3 謝金 講習等に出席する指導者等の謝金とする。 4 旅費 技術者、アルバイト、技能者及び講習等に出席する指導者等の旅費とする。	対象経費欄の1 1 協議会等の構成員等を対象とする。 2 本事業メニュー単独での実施は不可。 対象経費欄の2 協議会等の構成員等を対象とする。

	5 需用費 消耗品、燃料費、印刷製本費、資料購入費、修繕料等とする。 6 役務費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料等とする。 7 委託料 資料作成、広告出稿料の委託料等とする。 8 使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自家用車、事業用機械器具等の賃借料及び損料とする。 9 原材料費 情報提供、講習等に必要な原材料費とする。	
3 活動フィールドの提供・確保	自伐型林業者が森林整備を行うための森林情報の収集、対象森林の調査及び測量、合意形成活動に要する経費。	1 対象とする森林は、原則として協議会等及び当該構成員等による活動に資するものに限る。 2 本事業メニュー単独での実施は不可。
4 作業道開設講習会等の開催	講習実施に要する経費とし、2 安全講習会等の開催の2に準じる。	講習の対象者は協議会等の構成員等とする。
5 協議会等の運営経費支援	協議会等の運営に要する人件費、旅費、賃金、需用費、役務費等の経費。	機械整備のみを実施した場合は対象外とする。

様式第 1 号

年度宮城県林業労働力関係事業補助金交付申請書

(文書番号) 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、宮城県林業労働力関係事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名（事業メニュー） ※別表の事業名及び事業メニューを記載する。
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 関係書類
(1) 事業計画書 (様式第 1 号の 1 から 9 のうち該当するもの。)
(2) 交付対象事業に係る収支予算書 (様式第 2 号)
(3) 申請者名義の県税納税証明書 (申請日から 3 か月以内に県税事務所が発行したもの)
(4) 暴力団排除に関する誓約書 (別紙)
(5) その他知事が必要と認める書類

様式第 1 号の 1

森林施業プランナー養成研修事業(変更)計画(実績)書

事業主体名：

1 事業費総括表

事業の内容	事業費 (円) (税込)	補助対象経 費(円) (税抜)	補助率	補助金額 (円)	備 考
団地設定			1/2 以内		
森林施業プラン ナー受験			1/2 以内		
合 計			—		—

(注 1) 団地設定に要する経費についての補助金額は 1 団地当たり 15 万円を限度とする。

(注 2) 森林施業プランナー試験受験の事業費は、居住地から試験会場までの往復に係る旅費とする。ただし、補助金額は 1 人当たり 2 万 3,000 円を限度とする。

(注 3) 補助金額の合計は 1,000 円未満を切り捨てとする。

2 森林施業プランナー養成研修

(1) 団地設定計画(実績)

実施市町村	団地名	団地面積(ha) ※5ha 以上	計画路網密度 (m/ha)	森林所有者ごとの面積(ha) ※2 人以上

(2) 実践研修計画（実績）

研 修 時 期	研 修 内 容	外部講師要望の有無	備考
		有 ・ 無	

（注）研修講師は集約化施業又は森林作業道に関する者とし、講師の候補がある場合は氏名等詳細を併記すること。

3 森林施業プランナー試験受験計画（実績）

所属部署	職	氏 名

4 添付資料

(1) 事業計画書を提出する場合の添付資料

- ア 団地位置図（1/5 万）
- イ 団地施業図（1/5,000 森林計画図）
- ウ 参考様式第 1 号 研修施業団地の詳細

(2) 事業実績を提出する場合の添付資料

- ア 団地位置図（1/5 万）
- イ 団地施業図（1/5,000 森林計画図）
- ウ 参考様式第 1 号 研修施業団地の詳細
- エ 森林施業提案書（見積書）（任意様式又は参考様式第 2 号）
- オ 森林施業プランナー認定試験受験旅費に係る領収書の写し

様式第1号の2

森林作業道作設オペレーター育成研修事業（変更）計画（実績）書

事業体名：

事業内容

研修名	計画（実績）概要				事業費（円）	補助対象 経費（円）	補助率	補助金額（円）	備 考
	開催 時期	研修 日数	開催場所	対象 人数					
							—		
							—		
							—		
合 計	—	—	—	—			定額		—

就 労 環 境 改 善 事 業 （ 変 更 ） 計 画 （ 実 績 ） 書

1 事業費総括表

事業体名	品 名	単価 (A)	数量 (B)	(C) 補助対象 経費 (円) (A) × (B)	補助率	(D) 補助金額 (円) = (C) × (1/3)	(E) 消費 税額 (円) (C) × 0.1	事業費 (円) = (C) + (E)	仕 様
					1/3 以内				
					1/3 以内				
					1/3 以内				
合 計					—				—

(注) 対象安全保護防具の各補助上限額は付表のとおりとする。また、補助金額の合計は 1,000 円未満切り捨てとする。

林業労働力確保支援センター支援（変更）計画（実績）書

1 事業内容

2 事業計画

区 分	事業（変更）計画	事業費（円）	備 考
支援センター活動			

みやぎ林業活性化基金助成（変更）計画（実績）書

みやぎ林業活性化基金助成

業種	勤労者退職金共済			備考 (事業費)
	共済契約 者数 (人)	被共済者 数 (人)	掛金額 (円)	
素材生産業				
育林業				
製薪業・木炭製 造業				
林業サービス業				
その他の林業				
計				

※ 上段：既契約者 中段：新規契約者見込 下段：合計を記入願います。

様式第 1 号の 6

新規就業者等参入支援（機械購入支援・定住環境支援）
（変更）計画（実績）書

事業実施主体名：

1 機械購入支援

（単位：円）

品 名	単価 （税抜） （A）	数 量 （B）	補助対象経（税抜） （C）=（A）×（B）	補助金額 （C）×1/2	消費税 （D）= （C）×消費税率	総事業費（税込） （C）+（D）
合計						

計画時の添付書類：（1）見積書（写し）（2）仕様書（写し）（3）雇用契約書（写し）
（4）経歴書（写し）（5）新規採用者への賃借契約書（写し）

実績時の添付書類：（1）納品書（写し）（2）請求書（写し）（3）完成写真

※機械・防具等の購入への助成は1人当たり20万円を限度とする。

※算出方法

補助対象経費＝単価（税抜）×数量 の合計

事業費＝（単価＋消費税）×数量 の合計

補助金（1,000円未満切捨て）＝補助対象経費×1／2

2 定住支援

1 助成対象者状況

	氏 名	採用年月日	移転前住所	移転先住所
1		年 月 日		
2		年 月 日		

2 補助金交付申請額

	事業費（円） （税込）	補助対象経費（円） （税抜）	補助率 1/2 以内	補助金額（円）
1				
2				
計				

※助成の上限は1人当たり20万円までとする。

3 添付書類

計画時の添付書類

（1）雇用契約書（写し）（2）移転費用に係る領収書（写し）（3）経歴書（写し）

実績時の添付書類

（1）助成対象者に補助金を支給したことが明らかにできる書類（給与明細書の写し）

（2）住民票の写し

様式第 1 号の 7

作業効率化先進機械モデル導入支援（変更）計画（実績）書

事業実施主体名：

1 作業効率化先進技術に必要な機械装置

(単位：円)

品目	実施時期	事業費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助率 (1/2 以内)	負担区分		備考
					県補助金	その他	
計							

※実施時期欄にはリース・レンタルの期間を記載すること

2 就業環境改善等に資する機械装置

(単位：円)

機材の名称	実施時期	事業費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助率 (1/2 以内)	県補助金	備考
計						

※実施時期欄にはリース・レンタルの期間を記載すること

3 計画時の添付書類

(1) 見積書（写し）(2) 仕様書（写し）

実績時の添付書類

(1) 納品書（写し）(2) 請求書（写し）(3) 貸付に関する規則又は貸付契約書

(4) 完成写真

様式第 1 号の 8

森林ビジネス・若者就業促進支援事業
(変更) 計画 (実績) 書

事業実施者名：

1 事業テーマ

例：子供たちの笑顔あふれるしんりんパーク

森林資源の循環活用、廃材（枝葉）を利用した空間デザイン など

2 各事業内容

	項 目	内 容
事業の目的と 動機	ア 事業概要	事業の内容を簡潔に記載
	イ 背景と経緯	事業の着想に至る背景と経緯
	ウ 目的と効果	どのようなことが実現されるのかを記載
事業の内容	エ 新規性・独自性・ チャレンジ性・ 発展性	具体的に記載
	オ ターゲット・ 販売戦略	年齢層など
	カ 開業後の売上 目標	品目 A 単価 × 数量 = 売上額 施設利用など 利用料 × 利用者数 = 売上額

	項 目	内 容
地域経済への 寄与	キ 地域内連携	地元の協力者や材料調達先、地元団体との連携など
	ク 雇用数及び 求人方法	雇用者数（材料調達先の雇用創出等を含む）
	ケ 地域内資源利用	地域内からの材料調達計画 品目●● 数量●● 調達先●●
事業実現	コ 販売先の確保	〇〇直販、ネット等具体的に記入 （施設利用等は集客の方法）
	サ 製造設備等の 計画	機材設備、人員配置等の製造（施設利用等は運営） の体制
	シ 製品化（利用開 始）までの工程	〇年〇月 ●● ： 〇年〇月 ●● （必要に応じて工程表を添付）
	ス 販売額と原価の 設定は適切か	販売額単価 ●●円 原価●●円 （材料費●●円、製造費●●円、その他●●円）
試作品	セ 試作品（試行） の開発状況 （２年目の事業実施 申請者のみ記載）	試作品（施設利用等は試行）の写真を添付 試供品の客観的評価（試供品アンケート結果、専門家の評価など） 商品化の課題及び対策を記載

3 事業経費

(単位：円)

	補助対象経費 (税抜)	補助率	補助金額	消費税	事業費 (税込)
機械購入		1 / 2 以内			
その他		1 / 2 以内			
合計		—			

4 経費内訳

(単位：円)

区 分	内 容	数 量	単価	金額
謝金	外部講師専門家等			
旅費	外部専門家旅費 マーケティング活動 情報収集活動			
広報費	広告宣伝費、パンフレット印刷 費、展示会出展費用			
通信運搬費	電話使用料、郵送料、宅配料等の業務 の用に供する通信運搬費			
原材料費	試供品・サンプル品の製作に係る経費			
委託費	試供品・サンプル品の製作委託費、市場 調査等の委託費、役務(外部人材)等の提 供に係る委託費、ホームページ作成の委 託費			
賃借料	会場、会議室等の借料			
創業に必要な 官公庁への申 請書類作成等に 係る経費	司法書士・行政書士等に支払う申請資料 作成経費			
機材費	機械装置・工具・器具・備品等の調達費 用			
その他	上記のほか、林業振興課長が補助対象 事業に必要と認めた経費 ※業務の用に供する事務用品等			

算出根拠を添付

5 収入内訳

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
自己資金		
借入		借入先等
計		

6 添付書類

計画時の添付書類

(1) 見積書写し (2) カタログ等写し (3) 森林ビジネスコース修了証の写し

実績時の添付書類

(1) 納品書写し (2) 領収書写し又は口座振替の確認できる通帳写しなど支払いが
確認できるもの (3) 完成写真

様式第 1 号の 9

自伐型林業育成支援（変更）計画（実績）書

事業実施者名：

1 事業費総括表

（単位：円）

事業内容	事業費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	負担区分		備考
			県補助金	その他	
参入用機械準備支援					
安全講習会等の開催					
活動フィールドの提供・確保					
作業道開設講習会等の開催					
協議会等の運営経費支援					
計					

2 事業費内訳

(1) 参入用機械準備支援

（単位：円）

品名	仕様	単価(税抜)	数量	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込)
小計					

※事業計画時の添付資料

計画時の添付書類

ア：見積書(写し) イ：カタログ(写し) ウ：貸与に関する規則(案)又は契約書(案)

実績時の添付書類

ア：支払が確認出来る書類(写し)イ：貸与に関する規則又は契約書(写し)ウ：写真

(2) 安全講習会等の開催

（単位：円）

講習名	実施 回数	実施時期	内容	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込)	備考
小計						

※事業計画及び実績時に事業費の内訳がわかる資料を添付すること。（任意様式）

※実績時には内容欄に参加人数を記載すること。

(3) 活動フィールドの提供・確保

(単位：円)

地区名	面積 (ha)	活動の内容	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込)	備考
小計					

※事業計画及び実績時に事業費の内訳がわかる資料を添付すること。(任意様式)

(4) 作業道開設講習会等の開催

(単位：円)

地区名	面積 (ha)	活動の内容	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込)	備考

※事業計画及び実績時に事業費の内訳がわかる資料を添付すること。(任意様式)

(5) 協議会等の運営に係る支援

(単位：円)

事業費合計	円
事業費合計の 10%以内	円

※事業費合計欄には2 (1)、(2)、(3)、(4)、の事業費(税込)の合計額を記載すること。

※事業費合計の 10%以内の額については、1,000 円未満は切り捨てとする。

3 その他添付資料

(1) 団体等の規約

(2) 会員名簿

様式第 2 号

収支（変更）予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
消費税及び 地方消費税		
計		

様式第 3 号

年度宮城県林業労働力関係事業補助金変更承認申請書

(文書番号) 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度宮城県林業労働力関係事業補助金について、事業の内容（経費の配分）を
下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名（事業メニュー） ※別表の事業名及び事業メニューを記載する。
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 関係書類
(1) 変更事業計画書（様式第 1 号の 1 から 9 までのうち該当するもの）
(2) 変更収支予算書（様式第 2 号）

※記入上の注意事項

変更承認申請の際の事業計画書は、変更部分を 2 段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第 4 号

年度宮城県林業労働力関係事業中止（廃止）承認申請書

(文書番号) 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度宮城県林業労働力関係事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名（事業メニュー） ※別表の事業名及び事業メニューを記載する。
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間

年度宮城県林業労働力関係事業完了報告書

(文書番号) 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度宮城県林業労働力関係事業について、下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名（事業メニュー） ※別表の事業名及び事業メニューを記載する。

2 事業内容

(1) 補助金の交付決定額及びその精算額 (単位：円)

事業区分	総事業費	交付決定額	精算額
計			

(2) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 実績報告が年度内に提出できない理由

4 関係書類 完成（実施状況）写真

様式第 6 号

年度宮城県林業労働力関係事業実績報告書

(文書番号) 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありまし
た 年度宮城県林業労働力関係事業について、下記のとおり実施したので、補助金
交付規則第 1 2 条の規定により関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。

記

1 事業名（事業メニュー） ※別表の事業名及び事業メニューを記載する。

2 事業完了年月日 年 月 日

3 振込先

口座： ○○銀行○○支店 普通・当座 口座番号

口座名義人：○○○○○○○○（ヨミガナ：○○○○○○○○○○）

4 関係書類

（1）事業実績（様式第 1 号の 1 から 9 のうち該当するもの）

（2）収支精算書（様式第 7 号）

（3）その他知事が必要と認める書類

収支精算書

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	精算額	比較増減	摘要
県補助金				
計				

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	精算額	比較増減	摘要
消費税及び地方消費税				
計				

3 収支精算 (単位：円、％)

精算事業費		補助率	補助金交付 要望額	既受領 補助金額	差引補助金 未受領額	備考
	内補助対象経費 (税抜)					

様式第 8 号

年度宮城県林業労働力関係事業概算払請求書

(文書番号) 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありまし
た 年度宮城県林業労働力関係事業について、補助金等交付規則第 15 条の規定に
より金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 事業名（事業メニュー） ※別表の事業名及び事業メニューを記載する。

2 概算払を請求する理由

3 概算払請求の内容

(1) 補助金交付決定額	金	円
(2) 概 算 受 領 金 額	金	円
(3) 今 回 請 求 額	金	円
(4) 残	額 金	円

4 振込先

口座： ○○銀行○○支店 普通・当座 口座番号

口座名義人：○○○○○○○○（ヨミガナ：○○○○○○○○○○）

様式第9号

年度宮城県林業労働力関係事業に係る消費税及び地方消費
税仕入控除税額報告書

(文書番号) 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（林振）第 号で交付決定の通知のありました
年度宮城県林業労働力関係事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|--|-----------------------|--|---|
| 1 | 事業名（事業メニュー） | ※別表の事業名及び事業メニューを記載する。 | | |
| 2 | 補助金等交付規則第 13 条の補助金の額の確定額 | 金 | | 円 |
| | （
年 月 日付け林振第 号による額の確定通知額） | | | |
| 3 | 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税
仕入控除税額 | 金 | | 円 |
| 4 | 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | | 円 |
| 5 | 補助金返還相当額（4－3） | 金 | | 円 |

別紙

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

団体名

代表者氏名

印

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

(1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

であるとき

(2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第 3 者の不正の利益を図る目的又は第 3 者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

(3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者